主 文

本件請求を却下する。

## 昭和三九年七月二日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	朔	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	_	郎